

令和4年度

# 第5回倉浜衛生施設組合議会定例会

## 會議録

令和5年3月26日 開会  
令和5年3月26日 閉会

場所：倉浜衛生施設組合 管理棟3階大会議室

# 倉浜衛生施設組合議会定例会会議録

## 議事日程第1号

令和5年3月26日(日)

午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について  
第 2 会期の決定について  
第 3 議案第10号 倉浜衛生施設組合個人情報保護法施行条例  
第 4 議案第11号 倉浜衛生施設組合情報公開条例  
第 5 議案第12号 倉浜衛生施設組合事務局職員の定年等に関する条例等  
の一部を改正する等の条例  
第 6 議案第13号 倉浜衛生施設組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等  
に関する条例の一部を改正する条例  
第 7 議案第14号 倉浜衛生施設組合報酬及び費用弁償に関する条例の一  
部を改正する条例  
第 8 議案第15号 倉浜衛生施設組合指定金融機関の指定について  
第 9 議案第16号 令和4年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第4号)  
第 10 議案第17号 令和5年度倉浜衛生施設組合一般会計予算  
第 11 報告第2号 令和3年度定例事務監査結果報告について  
第 12 報告第3号～第16号 例月現金出納検査の結果等報告について  
第 13 一般質問

## 本日の会議に付した事件 (議事日程のとおり)

### 出席議員(12名)

1番	伊 禮 悟	議員	9番	伊 佐 哲 雄	議員
2番	上 地 崇	議員	10番	棚 原 明	議員
3番	栄野比 和光	議員	11番	又 吉 亮	議員
4番	喜友名 秀樹	議員	12番	宮 城 政 司	議員
5番	桑 江 直哉	議員	13番	高 安 克 成	議員
7番	町 田 裕 介	議員	14番	照 屋 正 治	議員

### 欠席議員(2名)

6番	小 谷 良 博	議員	8番	屋 富 祖 功	議員
----	---------	----	----	---------	----

### 説明のため出席した者の職、氏名

管理 者	桑江 朝千夫	次長兼業務 第一課長	宮 里 学
副管理 者	松川 正則	総務課長	辺士名 俊明
副管理 者	渡久地 政志	総務課主幹	比嘉 敬文
事務局長	山城 満	総務課主幹	比嘉 洋

### 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

総務係長	大 城 和 佳	総務課主査	岡 本 昂 之
------	---------	-------	---------

○栄野比和光 議長

おはようございます。

ただ今より、令和4年度第5回倉浜衛生施設組合議会（定例会）を開会いたします。

倉浜衛生施設組合議会規則第10条第1項に、「日曜日及び休日は休会とする。」との規定がございますが、今回は、組合市町の議会日程等の関係から日曜日ではございますが、同規則第10条第3項の規定により、本定例会を開会いたしたいと思います。

本定例会を開会することにご異議ございませんか。

（『異議なし』の声あり）

○栄野比和光 議長

ご異議ございませんので、そのように決定いたします。

ただいまの出席議員は12名、でございます。

小谷議員、屋富祖議員から欠席の届けが出ております。

定足数に達しております。会議は有効でございますので、本日の会議を開きます。

それでは、開会のご挨拶を管理者にお願いいたします。

桑江 管理者。

○桑江朝千夫 管理者

おはようございます。

令和4年度第5回倉浜衛生施設組合議会定例会の開会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、年度末の大変お忙しい中、万障お繰り合わせいただき、ご出席いただきましたことに感謝を申し上げます。

今定例会に上程しております案件につきましては、

『倉浜衛生施設組合 個人情報保護法施行条例』など、条例に関する議案が5件、令和5年7月に予定されている、『倉浜衛生施設組合 指定金融機関の指定について』、そして予算関係として、『令和4年度 倉浜衛生施設組合 一般会計補正予算(第4号)』、並びに『令和5年度 倉浜衛生施設組合 一般会計予算』の、合計8件となっております。

各案件の内容につきましては、事務局から、ご説明させていただきます。

何とぞ、慎重なるご審議を賜りますよう、お願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願ひいたします。

○栄野比和光 議長

以上でご挨拶を終わります。

本日は、議事日程第1号によって議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員の指名は、会議規則第70条の規定により、議長において喜友名秀樹 議員、又吉 亮 議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日3月26日の1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

#### ○栄野比和光 議長

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日3月26日の1日間と決定いたしました。

次に、日程第3に入る前に、令和5年3月18日開催の議会全員協議会において、桑江直哉議員、宮城政司議員、高安克成議員、喜友名秀樹議員、伊禮悟議員より、資料要求がございました。

本件に関し「議案説明資料（追加）」を、お手元に配布してございますので、ご確認をよろしくお願ひいたします。

日程第3、議案第10号 倉浜衛生施設組合個人情報保護法施行条例について、議題といたします。当局の説明を求めます。

山城 事務局長。

#### ○山城満 事務局長

おはようございます。よろしくお願ひいたします。

議案第10号 倉浜衛生施設組合個人情報保護法施行条例

倉浜衛生施設組合個人情報保護法施行条例を別紙のとおり提出する。

令和5年3月26日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑江 朝千夫

提案の理由でございます。

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、条例を制定する必要があるため、この案を提出する。

条文の概要説明につきましては、別冊の議案説明資料にて説明させていただきます。

議案説明資料の1ページをお願いいたします。

3の制度概要から説明申し上げます。

(1) 実施機関などの定義を定める。

(2) 開示請求に係る手数料を無料とし、写しの作成及び送付に要する費用は請求者の負担とする。

(3) 審査会への諮問先について、倉浜衛生施設組合情報公開・個人情報保護審査

会とする。

(4) 開示決定等の期限について、決定は開示請求のあった日の翌日から起算しては14日以内、延長は、16日以内、合計30日以内とする。

(5) 苦情の申出ができる規定を定める。

(6) 倉浜衛生施設組合情報公開及び個人情報保護制度運営審議会の設置及び組織や審議会への諮問について定める。

(7) 実施状況の公表について定める。

4. 施行期日、令和5年4月1日から施行する。

説明は以上となっております。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

○栄野比和光 議長

ただちに、質疑に入ります。質疑はありませんか。

町田裕介 議員。

○町田裕介 議員

確認です。今回に関する個人情報保護に関する法律の一部改正に伴ってこの条例を制定するということですが、改めての確認ですが、これまでこの倉浜衛生施設組合にはこの条例はあったのでしょうか。これは一部改正なのか、新設なのかというところからお願いします。

○栄野比和光 議長

辺土名 総務課長。

○辺土名俊明 総務課長

町田議員のご質疑にお答えいたします。今回、倉浜衛生施設組合の場合におきましては、新規条例の制定となります。よろしくお願ひいたします。

○栄野比和光 議長

町田裕介 議員。

○町田裕介 議員

新設新規で制定するとあるのですが、これまでこの個人情報保護に関する条例がなかった理由というのはありますでしょうか。

○栄野比和光 議長

山城 事務局長。

○山城満 事務局長

ただ今の質疑ですけれども、倉浜衛生施設組合においては、この個人情報保護法施行条例については、これまで法の中で制定については、規定自体を努力義務というふうに規定されていたことから特段、設けてはおりませんでした。

しかし、保護の趣旨に添って条例を制定する必要はあったかと思いますので、今後、条例、保護法に則り、対応させていただきたいと考え、議案上程をさせていただいているところであります。以上です。

○栄野比和光 議長

町田裕介 議員。

○町田裕介 議員

分かりましたこれまで法の形でこの個人情報保護法に関することがある場合は、法で運用していたというとの認識であるんですけど、今回はしっかりと施行条例ということで、法を運用するための条例でありますので、しっかりとまた、そういったこともやっていただきたいというのと、あと参考までに聞きたいのが、これまでこういう個人情報保護に関する条例、独自の条例はなかったんですが、同じような一部事務組合とか類似の組合ですか。そういう状況は把握されていますか。

○栄野比和光 議長

辺土名 総務課長。

○辺土名俊明 総務課長

町田議員のご質疑にお答えいたします。県内の状況を調べておりますと、県内特に清掃工場に関しましては、50パーセントが施行されているというところで、調査しております。よろしくお願ひいたします。

○栄野比和光 議長

町田裕介 議員。

○町田裕介 議員

分かりました。県内の状況としては50パーセント、半分のこういった同じような類似の一部事務組合というんですかね、そこが制定はしているというところでありますので、今後、法の形で運用していくという部分も良いんですけど、やはりこの50パーセントはこういった条例を制定しているという状況も見て、本当に必要な条例をこういったものというのをしっかりと精査していただいて、今後も運用していただきたいというところもありますので、今回もしっかりと個人情報保護法施行条例、しっかりととして運用をよろしくお願いします。以上です。

○栄野比和光 議長

桑江直哉 議員。

○桑江直哉 議員

おはようございます。今回、倉浜衛生施設組合議会も2回目になるんですかね、私もかっても分からずですね、いろいろ勉強会では質疑等もしましたけれども、今回、資料もこういう形で作っていただき、ありがとうございます。しっかりと読ませていただきます。

すみません。私が議案で質疑したものとは違う場所なんですが、追加資料の番号3、4で宮城議員が権利の濫用についてお聞きした部分がございます。資料をいたしまして、沖縄市の情報公開条例及び沖縄市の個人情報保護条例における公文書の公開等を請求する権利の濫用に関する取扱いを定める要綱を添付されており

ます。

それで実は、去る金曜日に私の所属する沖縄市議会のほうでも、この沖縄市の個人情報保護法施行条例に関する議案がありました。

その中でも多くの議員がこの条例に対してですね、関心を持って質疑をされていましたんですけども、その中で今回、権利の濫用というものを入れておりますけれども、実は今回ですね、沖縄市の施行条例においては、この権利の濫用は省いたんですよ。元々今現行のですね、沖縄市の個人情報保護条例に関しましては、確かにこちらにある要綱のとおり、権利の濫用はですね、あります。

でも施行条例に移行するにあたって、これは通念上、権利の濫用とは認めないとということで、別にこれは特段ですね、施行条例の中に入れる必要はないだろうということで、当局としては、省いたという経緯があります。

しかし今回、倉浜衛生施設組合個人情報保護法施行条例の中でわざわざ入れるというか、沖縄市としては省いたんですけども、今回、倉浜衛生施設組合として入れた理由というのがあるのか。または、すみません。宜野湾市とか北谷町、勉強不足で本員のほうは、他の議会において、他の市町村の条例において、この濫用規定が入っているかは確認はしていませんけれども、今回、なぜですね、沖縄市においては外しているんですけども、敢えて入れた理由をお聞きしたいと思います。

#### ○栄野比和光 議長

休憩いたします。

休憩（午前10時14分）

再開（午前10時16分）

#### ○栄野比和光 議長

再開いたします。

桑江直哉 議員。

#### ○桑江直哉 議員

失礼しました。私が確認した資料は、情報公開条例のものでした。大変失礼しました。

個人情報保護条例については、入っていないので、了解しました。失礼しました。

#### ○栄野比和光 議長

伊佐哲雄 議員。

#### ○伊佐哲雄 議員

おはようございます。よろしくお願いします。2ページ目の審議会のところなんですが、8条の2で審議会6人以内の委員で組織するというふうにあります。

多分、管理者のほうで6名の有識者の方にお願いして、任期、任命をするものだというふうに思うんですけど、これ6人もし以内或いは2、3人しかいないというふうなことは現実的ではないのかも知れませんけれども、この6人以内と決めてお

りますけれども、何人以上とかいうのは規定は、この中には見当たらないんですけど、それで良いのかということと、それから6番目の秘密を漏らしてはならないというのは当然のことだと思いますが、その職を退いた後も同様とするというところ、ほかにもこういう文章を見たことはあるんですけど、この職を退いた方に対するこの何らかの罰則規定みたいなのあるのかどうか。常識の範囲でそれは当然なことだと思っておりますが、何らかそれにていけませんよみたいなのが罰則があるのかどうか。その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

○栄野比和光 議長

比嘉 総務課主幹。

○比嘉敬文 総務課主幹

お答えします。条例の8条の審議会の定義でございます。2項の中で審議会の委員は、6名以内の委員で組織するとなっておりますけれども、こちらは6名以内ですでの、その以下のほうで人数のほうは想定しています。おおよそ3名ぐらいのほうを想定しております、基本的には弁護士さん、行政書士さん、あとは大学教授等のほうを今、構成市町のほうで委員として委嘱されておりますので、そちらのほうの職を基にですね、お願いしたいと思っております。

続きまして、6項の知り得た秘密を漏らした場合の罰則規定ですが、今回からこちらの条例につきましては、個人情報保護法の法の体系の中で施行されていきますので、法のところでその漏らした場合についての罰則は規定がございません。以上です。

○栄野比和光 議長

伊佐哲雄 議員。

○伊佐哲雄 議員

規定をする方は、おおよそ3人ぐらいということで解して良いですか。それは会員の都合で多くするという必要性が出た場合については、6人までというふうな理解でよろしいでしょうか。

○栄野比和光 議長

比嘉 総務課主幹。

○比嘉敬文 総務課主幹

構成市町の運用のほうをまず確認しております。沖縄市のほうでは6名以内となっておりまして、3名、3名の2グループのほうを設定しているそうです。これは事案が重なったときに人数のほうをそれぞれ同時に進行できるような形で2つに分けているということで、3名ということで伺っております。

人数的には、それぐらいが目安になると思っております。以上です。

○栄野比和光 議長

ほかに質疑はございませんか。

(休憩を求める声あり)

○栄野比和光 議長

休憩いたします。

休憩（午前10時21分）

再開（午前10時22分）

○栄野比和光 議長

再開いたします。

ほかに質疑はございませんか。

(『質疑なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

これより議案第10号について討論に入ります。討論はありませんか。

(『討論なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第10号 倉浜衛生施設組合個人情報保護法施行条例について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

異議なしと認めます。よって、議案第10号 倉浜衛生施設組合個人情報保護法施行条例について、原案のとおり可決いたしました。

日程第4 議案第11号 倉浜衛生施設組合情報公開条例について、議題といたします。当局の説明を求めます。

山城 事務局長。

○山城満 事務局長

議案第11号 倉浜衛生施設組合情報公開条例

倉浜衛生施設組合情報公開条例を別紙のとおり提出する。

令和5年3月26日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑江朝千夫

提案理由でございます。

情報公開制度の整備に伴い、条例を制定する必要があるため、この案を提出する。

条文の概要説明を行います。別冊の議案説明資料をお願いいたします。

議案説明資料の5ページをよろしくお願いいいたします。

3の制度概要をご覧ください。

- (1) 実施機関などの定義を定める。
  - (2) 非公開とできる公文書を定める。
  - (3) 公開請求の手続きについて定める。
  - (4) 公開請求決定等の期限について、請求受理した日の翌日から起算して 14 日以内とし、延長は 16 日以内とし、合計 30 日以内とする。
  - (5) 公開請求に係る公文書公開の実施及び方法を定める。
  - (6) 公開請求に係る閲覧に係る手数料を無料とし、写しの作成及び送付に要する費用を請求者の負担とする。
  - (7) 公開決定等又は公開請求に係る不作為について不服がある者は、審査請求を行うことができる。諮問先は倉浜衛生施設組合情報公開・個人情報保護審査会とする。
  - (8) 倉浜衛生施設組合情報公開・個人情報保護審査会の委員構成等を定める。
  - (9) 出資法人等、指定管理者の情報公開を定める。
  - (10) 運用状況の公表について定める。
4. 施行期日は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 説明は以上となっております。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

○栄野比和光 議長

ただちに、質疑に入ります。質疑はありませんか。

高安克成 議員。

○高安克成 議員

おはようございます。1点だけお願いします。公開条例の中で公文書の目録というのが第 15 条で謳われていて、資料として文書管理状況ということでいただいたんですけども、10 年という期間が謳われていたりするものもあるんですが、これの基準とか、あとはその例えれば、これは永久にするべきじゃないかとか、それを議会側が求めた際に、手続きとか、あと期限を変更することというのは、また可能なのかとか、そこら辺少し説明いただけたらと思います。

○栄野比和光 議長

辺土名 総務課長。

○辺土名俊明 総務課長

高安議員のご質疑にお答えいたします。ただ今の情報公開条例の公文書の目録というところで、議案説明資料の追加で 5 ページに追加しております。こちらについてお調べしたところ沖縄市のほうでは文書管理システムで文書を管理されております。

倉浜衛生施設組合は、その管理システムがございませんので、データ管理として

エクセルで管理をしてございます。こちらは、総務課の部分でこういった感じで管理をしているというところを1枚載せてございまして、その請求がありました案件に関して、案件ごとでその公文書のほうも決まってくると思って認識しておりますので、その部分に関して請求があった際には、そういう形で公文書の公開を目録として、一覧表を作成し、そういうものを公開していくと言う流れになっていくというふうに認識しております。よろしくお願ひいたします。

○栄野比和光 議長

高安克成 議員。

○高安克成 議員

変更がこの期限の変更というのは可能なのかというところがまだいただいてないですけど。

○栄野比和光 議長

辺土名 総務課長。

○辺土名俊明 総務課長

この保存期間に関しましては、文書取扱規程のほうで定めておりますので、こちらのほうは、その規程に則った保存でございますので、変更という変更はその規程通りで定まっております。

○栄野比和光 議長

高安克成 議員。

○高安克成 議員

文書取扱規程があるわけなんですよね。その中でこの文書取扱規程を見てないんですけども、さっき言ったように、この期限を要は例えば住民側であろうが議会側であろうが、変更したほうが良いのではというところが仮にあった場合に、どういった手続きを踏んでいけば、変更が可能になるか。またそれ自体が可能なのかということも含めて伺いたいです。

○栄野比和光 議長

辺土名 総務課長。

○辺土名俊明 総務課長

高安議員のご質疑にお答えいたします。この文書の保存の期間でございますが、予めですね、先ほど申し上げましたように文書取扱規程のほうがございまして、その部分に関しては、もし文書種別に変更が生じる場合においては、事務局長に報告をする。そして、また規程を変える際には、管理者の決裁も必要でございますので、そういう手順を踏ませていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○高安克成 議員

分かりました。

○栄野比和光 議長

町田裕介 議員。

○町田裕介 議員

今回の情報公開条例も個人情報保護法とセットであるということの認識の中でこれは新設だと思うんですね。まずそこからこれは新設ですよね。確認です。

○栄野比和光 議長

辺土名 総務課長。

○辺土名俊明 総務課長

町田議員のご質疑にお答えいたします。今回の本件に関する倉浜衛生施設組合の情報公開条例につきましては、新設、新規条例制定でございます。よろしくお願ひいたします。

○栄野比和光 議長

町田裕介 議員。

○町田裕介 議員

ありがとうございます。個人情報保護法の施行条例ですか、これも同じなんですけど、端的に言うとなぜ今までなかったのというのが疑問なんですよ。ずっといろんな組織でも、やっぱりしっかりとこの個人情報保護法に基づく施行条例も情報公開の部分のこの組織独自の条例というのも絶対に必要なはずなんですよ、例規中でたくさんいろんな例規がある中で、やっぱりこういったとても大切な未記の部分を今まで組織独自でなかったというのが疑問であります。

なのでほかの類似施設が50パーセント作っていたというところというのはやっぱりそれなりにしっかりと意味があってそういう形を取っているはずなので、今まで今までなかったのかというのが良く分からないんですよ。理由はありますか。

○栄野比和光 議長

山城 事務局長。

○山城満 事務局長

ただ今の質疑に対してもお答えいたします。組合の情報公開条例制定については、これまで関連法がございます。行政機関の保有する情報の公開に関する法律の中で、条例制定は努めなければならないというふうにされており、先ほど同様、義務規定ではなかったことからこれまで、組合では条例制定をされてなかったのが現状であります。

しかし、情報公開条例制定については、行政の諸活動について説明責任を果たし、また、市民、町民の知る権利を保証するためにも必要な条例であることから、関連法の趣旨に則り、その保有する情報の公開に関し、必要な施策を策定し、及びこれを実施するために組合としても本条例を制定する必要があると考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○栄野比和光 議長

桑江直哉 議員。

○桑江直哉 議員

先ほどは失礼しました。情報公開条例についてなんですが、条例というか具体的にですね、例えば4月1日から施行ということで、例えば情報公開をしたいという方が来た場合にですね、どのような手続きの流れというか、例えばどこで受付をするのか、例えばその用紙はどこにあるのかとか、例えばホームページにこの様式を載せるとか、何かいろいろお考えはあると思うんですけども、この流れですね、お聞きいたします。

○栄野比和光 議長

辺土名 総務課長。

○辺土名俊明 総務課長

桑江議員のご質疑にお答えいたします。情報公開条例の請求からの流れについてでございますが、議案説明資料の6ページのほうで情報公開の流れというところで別紙1を付けてございます。総務課のほうでお受けして手続きを取るというところで請求者のほうは総務課のほうに提出がなされるものと考えております。

また、様式のほうについては、別途規則のほうで定めて、そういった部分で取り扱わせていただきたいと思っています。よろしくお願ひいたします。

○栄野比和光 議長

宮城政司 議員。

○宮城政司 議員

よろしくお願いします。今の件に関連するんですけど、この条例の第2条の(2)で実施機関には、管理者、議会及び監査委員というふうに記載されています。この開示請求があった際にですね、議会にはどのように報告と言いますか、するしないとかという判断まで議会に付すのかどうかというのもあるんですけど、どういった形で議員はその情報公開請求があったかどうかというのを把握できるようになるのでしょうか。ご説明をお願いします。

○栄野比和光 議長

比嘉 総務課主幹。

○比嘉敬文 総務課主幹

まず、この実施機関、議会にこの公開請求があった場合取扱いについて、お答えしたいと思います。

議会に対して、この議会が保有する文書についての公開請求があった場合につきましては、まず、事務局のほうでその公開請求を受けまして、公開すべきか、公開すべきではないのかを判断させていただきたいと思っています。

基本的には事務局長までの決裁となっており、議長には公開請求があったことに

については、報告をさせていただき、議会のほうで公開するか、しないかという判断するのをお諮りする予定は今のところは想定しておりません。ただし、構成市町の議会事務局の公開請求についての取扱いを確認させていただき、そちらと併せて対応させていただきたいと思います。以上です。

○栄野比和光 議長

宮城政司 議員。

○宮城政司 議員

ありがとうございました。いただいた資料ですね、このフローには事務局という表記はないんです。なので先ほどの質問に対して総務課で手続きというふうにご説明があったと思っていて、これとはまた違うフローになるのか。そういうこの実施機関が三者ありますよね、管理者、組合議会か監査委員というふうになって、それぞれに来た場合でこの受付が変わってくるという感じになって来るということですか。というふうに理解します。議会にあった場合、若しくは総務課にあった場合でも、そういった開示請求があったよということは、情報共有とか、議会にもされたほうがいいんじゃないかなと思うので、今後の運用方法になっていくと思うので、その辺りもちょっと是非検討していただければなと思います。以上です。

○栄野比和光 議長

辺土名 総務課長。

○辺土名俊明 総務課長

宮城議員のご質疑にお答えいたします。それですね、うちの倉浜衛生施設組合としては、組織上ですね、議会事務局、総務課、兼ねて職員がおりまして、そういった部分で請求があれば、それですね、おっしゃるとおり報告したり、そういった部分はさせていただきたいというふうに考えております。

運用として構成市町にも確認していきたいです。基本的には同じような形で執行部にあれば、執行部のほうにも報告したいと思います。

○栄野比和光 議長

伊佐哲雄 議員。

○伊佐哲雄 議員

また、よろしくお願ひします。第3条にある実施機関は、市町民の知る権利が十分に保障されるようにこの条例を解釈し、運用するものとする。ということと、それから第5条の何人も、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができるというこの2つの条文とそれからその下の2番目の何人も、公文書の公開を請求する権利を濫用してはならない。ということとその下の権利の濫用に当たる請求があつたと認めるときは、当該請求を拒否することができるというふうな条文があります。2つ相反するような捉え方ですが、この整合性についてですね、そのどれを担保するのかというのが少し気になります。

そして権利の濫用という文字がありますけど、これは何を根拠に判断するか。審査会があるので審査会のほうで判断するのかと思いますけど、それで拒否することができるということは、どこかで決定をして、多分その方に通知をするんだろうと思いますけれども、イメージとしては分かるんですよ。毎日毎日のようにこう情報公開の請求をされたら日常業務に支障があるのが出て来るんじゃないかなというのは、おおよそ予想ができるんですけど、その辺の説明をお願いいたします。

○栄野比和光 議長

比嘉 総務課主幹。

○比嘉敬文 総務課主幹

ご説明いたします。まず、第3条について、実施機関の責務を定めております。市町民の方、公開請求があった場合に、対象となる実施期間、管理者、議会、監査委員については、この条例の解釈をし、基本的には住民の知る権利を実行できるようにしてくださいという条文になっております。こちらは、実施期間についての責務のほうを定めております。

続きまして、第5条については、第5条の1項、何人も、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができるというところの規定ですが、市町民、一般の方、市町民以外の方でも実施期間、管理者、議会、監査委員に対して公開請求をすることができるという形になります、市町民の方の公開請求権の規定になります。

次に2項ですが、何人も、公文書の公開を請求する権利を濫用してはならないというところですが、こちらは本日お配りしています議案説明資料の追加資料のところの4ページのほうをご覧いただきたいと思います。

沖縄市の情報公開と個人情報保護の請求の権利の濫用についての要綱なのですが、4ページの表の(2)番ですね、公開または開示を受ける意思がないことが明らかに認められる場合、こちらのほうを一文読み上げますけれども、公開又は開示決定を受けたにも関わらず、正当な理由なく閲覧等に応じず、繰り返し同様の文書を公文書公開請求等を行うという場合に、正当な目的が確認できない場合、下のところもあります、公文書の閲覧等に応じず、立会の職員に対して長時間にわたり自説を主張するという形で、公開請求の目的を逸脱しているような場合についてこちらの権利の濫用のほうを規定しております。以上です。

○栄野比和光 議長

伊佐哲雄 議員。

○伊佐哲雄 議員

分かりはするんですね、多分、そういうようなことを定めなければ濫用されると困るというのは分かりはするんですけど、それは今おっしゃったのは、受付窓口でその判断をするのか、或いは、全体で管理者も含めて、話し合いを持って、どうするかというのを多分決めていくと思うんですけど、これは運用上の問題で、勿論条

文で定めなくても良いとは思うんですけど、その辺の手続きというのはどのようにお考えなんでしょうか。

○栄野比和光 議長

比嘉 総務課主幹。

○比嘉敬文 総務課主幹

こちらは今の議案説明の追加資料の2ページのほうをご覧いただきたいと思います。

こちらのほうで権利の濫用の適応について検討する検討委員会のほうを設ける予定で今考えております。

その中で公開請求があったときに、こちらのほうで公開、一部公開とか、あとは非公開という中の決定をするときに、それで不服があった場合、審査請求があつた場合にこちらの検討委員会の中で権利の濫用に当たるかどうかの判断をさせていただきたいと思います。以上です。

○伊佐哲雄 議員

はい、分かりました。

○栄野比和光 議長

ほかに質疑はございませんか。

(『質疑なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

これより議案第11号について討論に入ります。討論はありませんか。

(『討論なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第11号 倉浜衛生施設組合情報公開条例について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

異議なしと認めます。よって、議案第11号 倉浜衛生施設組合情報公開条例について、原案のとおり可決いたしました。

日程第5 議案第12号 倉浜衛生施設組合事務局職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について、議題といたします。当局の説明を求めます。

山城 事務局長。

○山城満 事務局長

議案第12号 倉浜衛生施設組合事務局職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

倉浜衛生施設組合事務局職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を別紙のとおり提出する。

令和5年3月26日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑江朝千夫

提案理由でございます。

地方公務員法等の一部改正等に伴い、関係条例を整備する必要があるため、この案を提出する。

別冊の議案説明資料の10ページをお開きください。

議案説明資料の10ページの1の背景ですが、まず、国家公務員法が改正されたことから始まりますけれども、3行目のほうをご覧ください。

国家公務員法が改正され、これを受けまして、地方公務員法も改正されております。

地方公務員の定年についても国家公務員と同様、令和5年度から段階的に65歳まで引き上げられるものであります。

2の職員の定年年齢の引上げです。地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行され、職員の定年年齢が2年に1歳ずつ段階的に引き上げられるものです。

3. 役職定年制の導入について、管理監督職、これは課長級以上についてです。60歳到達日の翌日から翌年の4月1日までの間に、非管理監督職、これは補佐級以下の職となっております。補佐級以下の職に降任しなければならない。

ただし、非管理監督職については、降任の必要はございません。

次の11ページをお願いいたします。

4の給料月額の引下げとなっております。60歳到達した日後の最初の4月1日以降、60歳到達時点の給料月額の7割水準を基本とした給料月額へ引き下げられるものとなっております。

続いて5. 定年前再任用短時間勤務職、これは現在の再任用制度は廃止され、新たに定年前再任用短時間勤務職が創設されるものであります。

定年延長の制度が完了する令和13年度までは暫定的に再任用制度は残るものであります。

続いて6. 定年の引上げに伴う退職手当等についてです。

退職手当については、倉浜衛生施設組合においては、沖縄県市町村総合事務組合一般職の職員の退職手当支給条例の規定によります。改正に伴い、退職手当の計算方法はこれまでと異なり、算定期間が60歳時と引き上げられた定年退職日時点の2つの期間に分けて計算され、合算されるものであります。

続いて7. 事前情報提供・勤務意思確認制度の導入。60歳に達する日の属する年度の前年度に、60歳に達する日後の任用、給与、退職手当等に関する措置の内

容その他の必要な情報を提供し、60歳に達する日以後の勤務の意思を確認するよう努めるものであります。

8. 再任用制度の廃止と暫定再任用の特例措置。現行の再任用制度は廃止されますが、定年年齢の段階的引き上げの最終年度となる令和13年度までの特例措置として、現行と同様の暫定再任用制度が設けられているものであります。

説明は以上となります。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

#### ○栄野比和光 議長

以上で当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はありませんか。

上地 崇 議員。

#### ○上地 崇 議員

上地です。同議案について少し確認させていただきます。この倉浜衛生施設組合の職員の部分で年齢相のバランスといいますか、退職者、この定年延長の対象者の比率が高くなってくる。沖縄市でいうと少し年齢バランスがすごく悪いというところもあって、新規採用のあり方とかそういった議論が少しあったんですけども、倉浜衛生施設組合の中での年齢バランスとこの定年延長にかかる部分でのそういった何か懸念事項みたいなのが倉浜衛生施設組合でもあるのか、今後そういった定年延長に伴う新規採用のこのあり方の部分で何か課題があるかちょっとお伺いします。

#### ○栄野比和光 議長

辺土名 総務課長。

#### ○辺土名俊明 総務課長

上地議員のご質疑にお答えいたします。この定年延長の条例が施行されたその間で影響される人数ということのお話かと思います。この定年延長の条例が施行され、その暫定再任用としての人数については、7名の職員が現在おります。対象者については7名ということで、令和14年までは7名の職員が該当しております。

人数については、それぞれ平均的には1人ないし2人なんですが、偏りはないというところの認識をしております。よろしくお願ひいたします。

#### ○栄野比和光 議長

山城 事務局長。

#### ○山城満 事務局長

質疑の中で職員の採用について、私のほうから説明させていただきます。職員の採用については、やはりこの倉浜衛生施設組合の中の業務、事務といった業務を今の人手に照らし合わせて、何か不備があるのか、そういったことをしっかりと検証させていただいた上で、この職員が足りているのか、どうなのかということをしっかりと検証した上で職員の採用はしていきたいというふうに考えております。以上です。

○栄野比和光 議長

ほかに質疑はございませんか。

(『質疑なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

これより議案第12号について討論に入ります。討論はありませんか。

(『討論なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第12号 倉浜衛生施設組合事務局職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

異議なしと認めます。よって、議案第12号 倉浜衛生施設組合事務局職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について、原案のとおり可決いたしました。

日程第6 議案第13号 倉浜衛生施設組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、議題といたします。当局の説明を求めます。

山城 事務局長。

○山城満 事務局長

議案第13号 倉浜衛生施設組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

倉浜衛生施設組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年3月26日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑江朝千夫

提案理由でございます。

議員報酬は、日割計算により支給する必要があるため、この案を提出する。

次のページをお願いいたします。

中段にあります、第2条第2項を次のように改める。

2 議長、副議長及び議員が、月の中途においてその職に就き、又はその職を離れたときのその月の議員報酬額は、その月の現日数を基礎として日割りにより計算する。ただし、死亡によるときは、この限りでない。

附則、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

説明は以上となっております。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

○栄野比和光 議長

以上で当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はありませんか。

桑江直哉 議員。

○桑江直哉 議員

簡潔にお答えいただければと思います。通常はですね、改選がない年というものは、こういう日数に関しては変更等はないと思うのでいいですけれども、改選時期ですね、例えば昨年私達は9月に改選がありましたけれども、その際の日数等でおそらく空白の期間とかが出て来ると思うんですけれども、その部分のご説明をいただきたいと思います。各町議会、また市議会で、この議員の任期というものが全く別であると思うんですけれども、それから議会が始まって、議会からこの倉浜衛生施設組合議會議員として選ばれて、どのタイミングから皆さんとしては、この支払いを日数の始まる日というのを考えているのか。その部分をお伺いしたいと思います。

○栄野比和光 議長

辺土名 総務課長。

○辺土名俊明 総務課長

桑江議員のご質疑にお答えいたします。まず、議員の任期の始まりと終わりの話でございますが、任期の始まりにつきましては、各議会からの選任された日を捉えております。

また、終わりのほうに関しましては、各議會議員の任期のほうが終了する日を捉えております。

また、途中で任期を失職した場合ということに関しては、その日でその効力を失うということところで捉えております。よろしいでしょうか。

○栄野比和光 議長

桑江直哉 議員。

○桑江直哉 議員

例えばあってはならないんですけども、例えば死亡した場合とかは、その日からということでおろしいですか。

○栄野比和光 議長

辺土名 総務課長。

○辺土名俊明 総務課長

桑江議員のご質疑にお答えいたします。死亡した日は、こちらの議案のほうにありますとおり、この限りではないというところで記載はしております。その死亡した際については、その月の末日までのカウントをしてございます。よろしくお願ひ

いたします。

○栄野比和光 議長

ほかに質疑はございませんか。

(『質疑なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

これより議案第13号について討論に入ります。討論はありませんか。

(『討論なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第13号 倉浜衛生施設組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

異議なしと認めます。よって、議案第13号 倉浜衛生施設組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決いたしました。

日程第7 議案第14号 倉浜衛生施設組合報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議題といたします。当局の説明を求めます。

山城 事務局長。

○山城満 事務局長

議案第14号 倉浜衛生施設組合報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

倉浜衛生施設組合報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年3月26日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑江 朝千夫

提案理由でございます。

特別職の報酬は、日割計算により支給する必要があるため、この案を提出する。

次のページをお願いいたします。

中段にあります、第3条第2項を次のように改める。

2 月の中途においてその職に就き、又はその職を離れたときのその月の報酬額は、その月の現日数を基礎として日割りにより計算する。ただし、死亡によるときは、この限りでない。

附則、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

説明は以上となっております。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

○栄野比和光 議長

以上で当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はありませんか。

高安克成 議員。

○高安克成 議員

1点だけお願ひします。前の議員報酬と同じような内容になっているんですけれども、書き方文言も一緒なんですけれども、議員においては、現日数を基礎として日割りにより計算するということで、例えば今日であれば26日なので、今月は31日まであるので31分の26と計算ができるんですが、組合職員においても、同様に31分の26という考え方で、議員と同じような考え方で良いという理解でよろしいですか。

○栄野比和光 議長

辺土名 総務課長。

○辺土名俊明 総務課長

議長休憩をお願いします。

○栄野比和光 議長

休憩いたします。

休憩（午前11時05分）

再開（午前11時05分）

○栄野比和光 議長

再開いたします。

辺土名 総務課長。

○辺土名俊明 総務課長

組合職員に関しましては、週休日は省いて計算されます。よろしくお願ひいたします。

○高安克成 議員

議員とは違うということですね。分かりました。

○栄野比和光 議長

ほかに質疑はございませんか。

（『質疑なし』の声あり）

○栄野比和光 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

これより議案第14号について討論に入ります。討論はありませんか。

（『討論なし』の声あり）

○栄野比和光 議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第14号 倉浜衛生施設組合報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

異議なしと認めます。よって、議案第14号 倉浜衛生施設組合報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決いたしました。

日程第8 議案第15号 倉浜衛生施設組合指定金融機関の指定について、議題といたします。当局の説明を求めます。

山城 事務局長。

○山城満 事務局長

議案第15号 倉浜衛生施設組合指定金融機関の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項の規定に基づき、本組合の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせる指定金融機関に別紙のとおり金融機関を指定したいので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年3月26日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑江 朝千夫

提案理由でございます。

指定金融機関を指定して、本組合の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせる必要があるため、この案を提出する。

次のページをお願いいたします。

1 指定金融機関、(1) 住所 那覇市久茂地3丁目10番1号

(2) 金融機関名 株式会社 沖縄銀行、(3) 代表者名 取締役頭取 山城正保

2 指定金融機関の指定期間が令和5年7月1日から令和8年6月30日までとなっております。

指定金融機関の選定については、県内の金融機関に対して、参加意向を確認した上で公金の収納及び支払にかかる費用及び契約期間などの契約条件の提示を受けた結果、安価で契約期間の長い株式会社 沖縄銀行を選定したところであります。

説明は以上となっております。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

○栄野比和光 議長

以上で当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(『質疑なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

これより議案第15号について討論に入ります。討論はありませんか。

(『討論なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第15号 倉浜衛生施設組合指定金融機関の指定について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

異議なしと認めます。よって、議案第15号 倉浜衛生施設組合指定金融機関の指定について、原案のとおり可決いたしました。

日程第9 議案第16号 令和4年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第4号）について議題といたします。当局の説明を求めます。

山城 事務局長。

○山城満 事務局長

議案第16号 令和4年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第4号）

みだしのことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき議会の議決を求める。

令和5年3月26日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑江朝千夫

予算書の1ページをお開きください。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,464万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億4,343万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年3月26日提出

倉浜衛生施設組合 管理者 桑江朝千夫

4ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費でございます。

次年度へ繰り越すものといたしましては、4件ございます。上からインバーター(11台)購入。続きまして、バケット油圧シリンダー購入。続きまして、受入供給設備修繕整備。4番目、不燃性粗大ごみ粗破碎機、No.2油圧ポンプ購入となっております。

繰越の理由といたしましては、上から3段目の受入供給設備修繕整備がコロナの影響により県外から技術者が派遣できなかつたことによるものです。ほか3件につきましては、半導体の供給不足により部品の納品が遅れたものであります。

続いて1枚めくっていただきまして、補正予算(第4号)に関する説明書に移ります。

主なものを説明させていただきます。

歳入の3ページをご覧ください。

2款1項1目一般廃棄物処理手数料の1節ごみ処理手数料の補正額2,179万7,000円の増につきましては、これは事業系ごみ、不燃ごみの搬入量が当初見込みより増えたことによるものであります。

続きまして6ページをお願いいたします。

7款3項1目1節の雑入の補正額3,664万9,000円の増につきましては、説明欄にあります各有価物の市場価格の上昇により、売却単価が増となったことが要因となっております。

続いて、説明欄7全国都市清掃会議廃棄物プラント保険金については、組合では施設内の機械設備に対しまして、偶発的な事故に対応するために損害保険を掛けております。今回、リサイクルセンターの不燃性粗大ごみ粗破碎機のNo.1油圧ポンプですが、こちらは耐用年数が過ぎていない中、不具合が生じ、ポンプの取り替えにかかる修繕費用に対して保険金が適用され、支払われたものであります。

続いて説明欄の14熱回収施設立ち上げ下げ費用補償費の補正額105万6,000円の増につきましては、熱回収施設の運転委託業者において、排ガスを冷やすための水を噴霧する作業工程の中で空気を混合せずに作業を行ったことに生じました焼却炉の運転の立ち上げ下げ作業にかかった灯油費を運転業者に補填してもらったものであります。

続きまして、歳出に移ります。9ページとなっております。

2款1項1目一般管理費の補正額は、1億5,696万8,000円の増となっております。増の主な要因については、下のほうにあります24節積立金の2億1,866万5,000円の増となっており、これは補正4号の歳入増減総額が7,464万円となります。それと補正4号の歳出増減総額の1億4,402万5,000円を合わせた額を積み立てるものであります。

続きまして、10ページをお願いいたします。

3款1項1目塵芥処理場費（熱回収施設）ですが6,172万4,000円の減となっております。

主なものは、10節需用費のうち、説明欄1の消耗品費ですが、これは契約差額金を減額しております。

次に、説明欄2の修繕費の減につきましては、ごみクレーンの走行レールの修繕を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で県外作業員の手配ができなかつたことから減額するものでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

3款1項2目塵芥処理場費、リサイクルセンターとなっております。913万6,000円の減となっております。これは12節の委託料のうち、説明欄3古紙類処理業務委託が減になっておりますが、これは古紙類が有価物として搬出できたことにより減額するものであります。

続きまして、下のほうにあります最終処分場費の286万8,000円の減となっております。10節需用費が減となっておりますが、これは、薬品費や軽油等の使用量が当初見込み量より少なかつたことから減額しております。

次に、3款1項4目し尿処理場費809万8,000円の減となっております。

減の主なものは、10節の需用費が760万5,000円の減となっており、これが薬品費等の消耗品費となっており、新施設の汚泥再生処理センターの稼働の初年度であったこともあり、想定より実際の薬品使用量が少なかつたことを受けて減額しております。

説明は以上となっております。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

#### ○栄野比和光 議長

以上で当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（『質疑なし』の声あり）

#### ○栄野比和光 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

これより議案第16号について討論に入ります。討論はありませんか。

（『討論なし』の声あり）

#### ○栄野比和光 議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第16号 令和4年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第4号）について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

異議なしと認めます。よって、議案第16号 令和4年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第4号）について、原案のとおり可決いたしました。

日程第10 議案第17号 令和5年度倉浜衛生施設組合一般会計予算について議題といたします。当局の説明を求めます。

山城 事務局長。

○山城 満 事務局長

議案第17号 令和5年度倉浜衛生施設組合一般会計予算

みだしのことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき議会の議決を求める。

令和5年3月26日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑江 朝千夫

次のページをお願いいたします。

令和5年度倉浜衛生施設組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32億5,441万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年3月26日提出

倉浜衛生施設組合 管理者 桑江 朝千夫

続きまして、4ページをお開きください。

第2表 債務負担行為でございます。

これは指定金融機関業務委託料が、令和5年度から令和8年度まで、限度額として265万5,000円となっております。

こちらは令和5年7月からの指定金融機関に対して公金の収納及び支払等にかかる費用となっております。

次に、令和5年度倉浜衛生施設組合一般会計予算に関する説明書の主な内容をご説明申し上げます。

説明書の3ページをお願いいたします。

1款1項1目運営負担金は、前年度比較で4,982万1,000円の減となっております。

負担金の減の主な理由としましては、宜野湾清水苑処理棟解体工事完了に伴った建設負担金分が減となったことや、あと一般廃棄物処理手数料で事業系ごみの搬入見込み量の増により、手数料が増となっております。

また、財政調整基金や最終処分場整備等基金などを繰り入れ、歳入予算の全体を増額しております。

一方で歳出におきましては、草木類の処理を自前で行い、処理委託業務の抑制をするなど、経費の削減に努めているところであります。

続きまして、説明書の4ページをお願いいたします。

2款1項1目一般廃棄物処理手数料は、前年度比較で1,053万3,000円の増となっており、2億5,342万3,000円となっております。これは事業系ごみ搬入見込み量の増によるものであります。

続いて7ページをお願いいたします。

5款1項1目財政調整基金繰入金は、前年度比較で7,000万円の増で1億円となっております。

次に、2目の地域還元対応基金繰入金の60万8,000円については、これは池原自治会より地域還元対応基金の周辺環境整備等資金として公民館に防犯カメラを設置したいとの交付申請がありましたので、計上しております。

続いて、3目の最終処分場整備等基金繰入金で前年度比較が4,618万3,000円の増ですが、これは最終処分場においての歳出、浸出水処理施設基幹改良事業の工事に係る設計施工監理業務委託とその基幹改良工事費を当基金より繰り入れるものでございます。

次に、10ページをお願いいたします。

7款3項雑入の、前年度比較で115万9,000円の増の3億5,122万7,000円となっております。

説明欄にあります各種の有価物の見込み売却料を記載させていただいております。

続きまして、歳出に入らせていただきます。

12ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費の前年度比較で155万6,000円の減の448万8,000円となっております。

今回、議会費として新規計上しております12節委託料と13節の使用料及び賃借料がございます。これは議会資料等の配布に関して各議員がお持ちのタブレット端末を活用していただくためのsideBooksクラウドサービス導入費用となっております。

続きまして、13ページをお願いいたします。

2款総務費、1項1目一般管理費の前年度比較で4億2,659万9,000円の減の1億9,261万6,000円でございます。

主な減の要因につきましては、これは宜野湾清水苑処理棟解体の工事が令和4年度に完了したことがあります。

また、新規計上分といたしましては、12節委託料で、これは15ページにいきます。12節委託料の説明欄19指定金融機関の業務委託がございます。

次に、18ページをお願いいたします。

3款1項1目塵芥処理場費（熱回収施設）においては、前年度比較で1億3,270万4,000円の増の15億6,101万9,000円となっております。

主な要因いたしましては、19ページをお願いいたします。10節需用費が11億3,762万7,000円となっておりますが、これは前年度比較で1億375万7,000円の増となっております。

こちらはごみ焼却にかかる薬品や灯油、あと液化酸素費用が高騰しているのが主な要因となっております。

その他12節委託料が3億2,634万1,000円となっており、前年度比較で2,654万2,000円を増額しています。

増の要因としては、20ページの説明欄19にあります基幹改造事業発注支援業務を新規計上しております。これは今後予定しております熱回収施設の長寿命化計画に基づく大規模な基幹改造工事を行う予定ですが、その発注支援業務となっております。

続いて20ページの下にあります3款1項2目の塵芥処理場費（リサイクルセンター）でございます。前年度比較で5,605万2,000円の減の3億485万5,000円となっております。

これの主な要因としましては、22ページをお願いいたします。22ページにあります12節委託料ですが、7,846万2,000円となっておりますが、これは前年度比較ですが、4,592万9,000円を減しております。

その内訳として説明欄の1にあります草木類処理業務委託が前年度比較で3,780

万3,000円を減しております。こちらは今年の1月から組合において草木を樹木破碎機にて自前処理を行っていることから、これまで業者に委託処理していた費用が削減できたものであります。

また、説明欄の11古紙類処理業務委託が前年度比較で831万3,000円を減しております。これは古紙類が令和4年度当初より有価物として売却できることによるものであります。

次に、23ページをお願いいたします。最終処分場費です。

3款1項3目最終処分場費の前年度比較で4億5,587万3,000円の増の5億6,528万1,000円となっております。

主な増の要因ですが、12節の24ページにいきます。24ページの説明欄10最終処分場浸出水処理施設基幹改良工事に係る設計・施工監理業務委託と、14節の工事請負費の説明欄2最終処分場浸出水処理施設基幹改良工事を新規計上したものでございます。

次に、24ページの下にありますし尿処理場費です。

3款1項4目し尿処理場費の前年度比較で2,671万5,000円の減の8,193万4,000円となっております。

これは宜野湾清水苑を新施設に移行する中で、手数料徴収業務をシステム化することができ、職員を配置することができなくなりました。それを持ちまして、24ページから25ページにかけての人工費にあたる給料、職員手当等を減額したものであります。

その他25ページの13節使用料及び賃借料で説明欄1の土地借上料118万円は、前年度比較で65万1,000円の減となっております。

こちらはし尿処理施設の旧施設の解体工事が完了しまして、旧施設部分の土地を更地にして、令和5年4月に宜野湾市のほうへ返還予定となっております。

続きまして、28ページをお願いいたします。

5款1項1目予備費につきましては、前年度比較で1,500万円の増の3,000万円を計上しております。

予備費の増につきましては、熱回収施設やリサイクルセンターが稼働から14年目を向かえるにあたり、施設の老朽化がございます。それに伴いまして機器設備の緊急修繕に備えたものであります。

説明は、以上となっております。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

## ○栄野比和光 議長

当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はありませんか。

伊佐哲雄 議員。

○伊佐哲雄 議員

説明をお願いいたします。3ページのですね、1款1項1目の中にあるごみ処理運営負担金の説明欄7沖縄市負担金として、その下のし尿処理運営負担金の宜野湾市の負担金交付税分ということになっておりますが、この交付税分ということの意味合いのご説明とですね、それから次の5ページにある支持物用地使用料1万1,000円ですけれども、このほうのご説明をお願いいたします。

○栄野比和光 議長

辺土名 総務課長。

○辺土名俊明 総務課長

伊佐議員のご質疑にお答えいたします。まず、予算書の3ページのごみ処理運営負担金、それからし尿処理運営負担金のところで沖縄市、宜野湾市ですね、交付税分として計上しております。こちらに關しましては、沖縄市で申し上げますとこの現施設熱回収施設、リサイクルセンター、その建物を沖縄市に建てておりますので、沖縄市としての交付税分は2分の1、半分ですね、そういった部分で負担金を徴収してございます。

宜野湾市に関しましては、汚泥再生処理センター、新しくその建設がありましたので、その部分で交付税措置としていただいております。

○栄野比和光 議長

伊佐哲雄 議員。

○伊佐哲雄 議員

どこからの交付税ですか。

○栄野比和光 議長

辺土名 総務課長。

○辺土名俊明 総務課長

この交付税の部分については、負担金としていただいております。その部分はそれぞれですね、沖縄市と宜野湾市から交付税分はいただいているところになります。

交付税措置については、国の総務省の部分の交付税措置がおりてくるところであります。市町村のほうにおりてくるというところでございます。

5ページにあります使用料のほうで支持物用地使用料これが1万1,000円あります  
が、こちらにつきましては、搬入道路の脇に電柱が建ってございます。その電柱を、  
沖縄電力のほうから周辺農地に電力を供給したいという要望があるというところで、  
その使用料となっております。よろしくお願ひいたします。

○栄野比和光 議長

伊佐哲雄 議員。

○伊佐哲雄 議員

良く分かりました。ありがとうございます。それからですね、10ページの7款3項1目雑入ですが、これは先ほどの令和4年度の最終補正で増額補正がありまして、かなり増額されております。3,600万円増額されております。見通しとしておそらく令和5年度も令和4年度と同じような感じで、もし仮にいくとすれば、この見立ての差5,100万円の対前年度比115万9,000円の増ということですけれども、実質この傾向としては値上げ傾向にあるということを先ほどの説明がありました。その傾向というのは、今後は続かないということでの見通しなのか。或いは何らかの変動があるのか。ご説明をお願いします。

○栄野比和光 議長

宮里 次長兼業務第一課長。

○宮里 学 次長兼業務第一課長

伊佐議員の質疑にお答えします。雑入の歳入に関しては前年度比較115万9,000円の増ということで、今現在ですね、世界情勢等もまだ状況が見えない中、今回は前年度並みに要求してございます。

○栄野比和光 議長

又吉 亮 議員。

○又吉 亮 議員

7ページなんですけど、繰入金で最終処分場整備等基金繰入金で6,433万円繰り入れしているんですけれども、これは歳出の使途としては、どういったものに使われるんでしょうか。できれば歳出の何款何項のどの部分ということをご説明いただけたら幸いです。

○栄野比和光 議長

辺土名 総務課長。

○辺土名俊明 総務課長

又吉議員のご質疑にお答えいたします。歳入の繰入金の最終処分場整備等基金繰入金に関しまして、充当される部分は、予算書の23ページの最終処分場の費用として、まず12節委託料と14節の工事請負費のほうで充当しております。

詳細な説明をいたします。3款1項3目の最終処分費のうちまず24ページのほうで12節委託料の上段の説明欄10で最終処分場浸水処理施設基幹改良工事に係る設計・施工監理業務委託というところともう一つが同じ24ページの14節工事請負費の説明欄2ですね、最終処分場浸水処理施設基幹改良工事、こちらに充てるものとなっております。以上でございます。

○栄野比和光 議長

又吉 亮 議員。

○又吉 亮 議員

今2つ委託料の説明の10番とですね、その下の工事請負費中の2番というところなんですかけれども、それぞれ幾らづつでしょうか。

○栄野比和光 議長

辺土名 総務課長。

○辺土名俊明 総務課長

又吉議員のご質疑にお答えいたします。それぞれの金額につきましてですね、まず、24ページの説明欄10に関しましては、まだこの契約のほうを済ませてございません。令和5年度で契約してまいりますので、こちらのほうに関しましては、予定価格の関連もございますので答弁のほうは控えたいと思っております。

もう一つの14節の工事請負費に関しましては、説明欄2のですね、4億6,585万円、以上でございます。

○栄野比和光 議長

又吉 亮 議員。

○又吉 亮 議員

最終的に聞きたいところなんですけど、最終処分場整備等基金繰入金というのは、特定財源に当たるはずなんですよ。一般財源には溶け込まない。23ページのですね、最終処分場費と見た時に財源の内訳で、その他5,533万1,000円となっているんですよ。繰入は6,433万円を繰り入れるのに、この最終処分場費の特定財源のその他が5,533万1,000円なので、その差額分はどこに消えているのかなって、一般財源として消えるんだったら、この最終処分場の基金条例を見て、この処分の部分を見ているんですけど、どの部分に当たるのかがちょっと理解ができなくてですね、もう一度言います。7ページの6,433万円の数字、繰り入れしている数字と23ページの特定財源その他5,533万1,000円、その差額分の数字がどこにあるのか。お示しいただけたらと思います。

○栄野比和光 議長

休憩いたします。

休憩（午前11時51分）

再開（午前11時57分）

○栄野比和光 議長

再開いたします。

辺土名 総務課長。

○辺土名俊明 総務課長

又吉議員のご質疑にお答えいたします。まず、予算書の23ページにあります最終処分場費の特定財源、その他の方で5,533万1,000円とそれから歳入の方で7ページの3目最終処分場整備等基金繰入金の説明欄16,433万円、その金額の差額に

ついてご質疑がありました。

その差額につきましては、16ページの一般管理費であります18節の負担金・補助及び交付金のうち、説明欄7の年度協力金として900万円ございます。こちらの部分の差が生じております。以上でございます。

○栄野比和光 議長

ほかに質疑はございませんか。

(『質疑なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

これより議案第17号について討論に入ります。討論はありませんか。

(『討論なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第17号 令和5年度倉浜衛生施設組合一般会計予算について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

○栄野比和光 議長

異議なしと認めます。よって、議案第17号 令和5年度倉浜衛生施設組合一般会計予算について、原案のとおり可決いたしました。

日程第11 報告第2号 令和3年度定例事務監査結果報告について議題といたします。

本件につきましては、報告書をお手元に配布してございますので、これをもって報告にかえさせていただきます。

日程第12、報告第3号から報告第16号、例月現金出納検査の結果報告について議題といたします。

本件につきましても、報告書をお手元に配布してございますので、これをもって報告にかえさせていただきます。

日程第13、一般質問に入ります。

お手元に配布しております一般質問通告書について、3月22日の通告締め切りまでに、2名の議員から一般質問通告書が事務局に提出されております。

質問制限時間は20分以内で、一問一答方式となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、一般質問を行います。

棚原 明 議員の一般質問をお願いいたします。

棚原 明 議員。

○棚原 明 議員

よろしくお願ひいたします。まず、議長の許可をいただきて皆さんのはうに資料を配付しております。

し尿処理建設に対する誓約書と、これが3枚あります。最後に写真の部分ですね、1975年の反対闘争の写真を載せてあります。よろしくお願ひいたします。

議席番号10番、宜野湾市伊佐出身の棚原 明でございます。通告していました内容について質問いたします。

質問事項1. し尿処理施設 宜野湾清水苑についての質問に入る前に今回は過去の問題、過ぎ去った経緯の部分でもありますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

また、地元出身議員として倉浜衛生施設組合の歴史の中にしっかりとこの問題を刻んでいく。それが今回の全てでございます。お願ひいたします。

まず、質問要旨(1) 宜野湾清水苑（昭和52年竣工）建設経緯について。①の宜野湾市に建設された理由について、お聞きいたします。お願ひいたします。

○栄野比和光 議長

山城 事務局長。

○山城 満 事務局長

棚原議員の一般質問にお答えいたします。宜野湾市に建設された理由についてですが、清水苑の建設経緯については、当組合の設立当初からのお話になりますのでそちらからご説明させていただきます。

この倉浜衛生施設組合は前身である「コザ市・宜野湾市・北谷村の清掃施設組合」として昭和44年12月に設立されました。

その後、組合においてごみ焼却炉を旧コザ市字倉敷へ建設設計画を進めておりましたが、宜野湾市では建設予定地への移動等による条件悪化の理由により、昭和45年10月に組合から脱退しております。

その後、宜野湾市では市独自のごみ処理を目指しておりましたが、結果的にごみ処理施設の建設設計画は白紙に戻ることになります。このような状況から宜野湾市のごみ処理問題は相当深刻な状況となつたと、宜野湾市発刊の「清掃事業概要」に記録がございました。

一方、コザ市・北谷村清掃施設組合のし尿処理については、処理施設がなく、処理業者へ海洋投棄を委託させており、保健衛生及び公害防止上の観点からのし尿処理の問題を抱えておりました。

そのような双方の状況から、コザ市・北谷村清掃施設組合から宜野湾市に対しまして「し尿処理施設を新しく宜野湾市に建設できれば、ごみ処理はコザ市で行う」

との提案がなされ、それに対して、宜野湾市ではごみ処理問題の解決のため、し尿処理施設建設に向け、市民に理解と協力を求め、その後、昭和51年に現在の倉浜衛生施設組合へ宜野湾市が再加入をいたします。それを受けまして、昭和52年4月にし尿処理施設「宜野湾清水苑」が完成・稼働したのが経緯となっております。以上です。

○栄野比和光 議長

棚原 明 議員。

○棚原 明 議員

ありがとうございます。施設建設の理由を伺ったところでございます。この建設に当たり皆様のお手元のほうにある資料の一番最後のページの写真がございます。地元伊佐区民による半年間にわたっての建設反対闘争の様子が事細かに語られております伊佐の歴史書「伊佐史」のほうに載せられた文面がございます。少しまとめた形で皆様にお話したいと思います。

1975年（昭和50年）7月に伊佐区の埋立地、市有地に沖縄市、北谷町、宜野湾市の2市1町によるし尿処理建設の話が伊佐区に持ち込まれ、建設反対闘争の大問題となりました。

早速、役員会、臨時総会、区民総会が開催され、いかなることがあっても反対を押し通すことが決議され、子々孫々のためにも、永代にわたって、美しい地域を守るべく区民の力強い意思が集結したとあります。

その後闘争小屋を造り、区民に割当て当番を置き、建設反対を訴えながら市長との面談で深夜まで談判をしたり、議会でこの問題が上がりますと区民総出で議会の傍聴、また議員全員を公民館に招き、個々の考え方を聞いたりと半年間にわたって反対闘争が行われております。

しかし、建設反対を推し進めながらも結審となる昭和50年12月議会の12月27日の日を向かえると、早朝から区民総出でこの議会を阻止するために議会を囲んで、反対行動が大きく起ります。

正午頃には市当局が警察機動隊を要請し、約1時間の激しい攻防の据え、区民は機動隊に排除されてしまいます。その後議会が開かれ、し尿処理建設に関する議案は可決されてしまいます。

ある区民からは、伊佐区民はおとなしく、誠実な人柄に加え、うちに秘めたる情熱はすごいものがある。それに昔からの一致団結した姿勢は、今以て生きている。私達はこの子や孫に対しても、このし尿処理場建設反対の戦いの進め方は、誇りを持って話聞かせることができると語っていたとあります。

最後になりますが、建設反対闘争では、実にむなしい思いと苦渋の決断を余儀なくされた伊佐自治会のこの問題を忘れることなく、後世に引き継いでいきたいと思

います。

続きまして、②の皆様のお手元にあります昭和51年3月12日付の誓約書についてでございます。

先ほどの闘争の問題から、その建設に対して宜野湾市米須市長から伊佐区の自治会長に提出された誓約書でございます。

時間がありませんので一部のみ読み上げさせていただきます。

し尿処理建設に対する誓約書。伊佐区にし尿処理施設を設置するについて、伊佐区の了承なしに市が推進した為に、伊佐区に多大な迷惑をおかけした事を遺憾に思いますとあります。

また、2枚目にあります基本的事項の誓約書の1や附記の1を見ましても、今回、早急に建設が必要になったということが伺えるものでございます。

では、確認でございますが、この誓約書の内容についてどのような認識がござりますでしょうか。お聞きいたします。

○栄野比和光 議長

山城 事務局長。

○山城 満 事務局長

ただ今の質問にお答えいたします。この誓約書については、伊佐区へのし尿処理建設計画に対して、区民からの建設反対がありましたが、その後、区民の理解とご協力を得られた中で、建設に向けての「し尿処理施設建設」に対しての誓約書が伊佐区自治会長と宜野湾市長、また、保証人として、清掃組合管理者、副管理者と交わされたものであります。以上です。

○栄野比和光 議長

棚原 明 議員。

○棚原 明 議員

ありがとうございます。そういう経緯の下でこのし尿処理場がスタートいたしました。その後いろいろな経緯を含めて(2)番の令和4年、この度竣工しました建設経緯の問題について伺っていきたいと思います。

①の建設候補地の概要について伺います。よろしくお願ひいたします。

○栄野比和光 議長

山城 事務局長。

○山城 満 事務局長

建設候補地の概要についてご説明させていただきます。

建設候補地の選定については、学識経験者2名と、構成市町の住民代表各2名の計8名で構成する「し尿処理施設建設候補地調査委員会」を立ち上げ、構成市町地内から抽出された建設候補地として、沖縄市4箇所、宜野湾市3箇所、北谷町3箇

所の計10箇所のなかから、4箇所の候補地の選定を委員会の中で行いました。

その調査委員会の中では、評価・選定手法については、客観性、公平性、透明性に十分配慮するため、土地利用状況、インフラ整備状況、放流管敷設の難易度など技術面や建設費などの経済面などの評価基準をもって評価・検討を行っております。

その結果、4箇所の候補地としては、沖縄市2箇所、宜野湾市2箇所となっております。

沖縄市の2箇所、1つ目が沖縄市知花三丁目、これは自動車道東側・榮商店ヤード隣地となっております。2箇所目が沖縄市知花四丁目、これは琉球開発隣地となっております。

続いて、宜野湾市の2箇所、1つ目が宜野湾市大山地区、これは田芋畠周辺となっております。2箇所目が既存施設である宜野湾市伊佐四丁目、この4箇所が最終建設候補地として「し尿処理施設建設候補地調査委員会」のなかで選定されました。

その後、構成市町の副市長、副町長及び各環境担当部長と組合事務局長で構成されました運営委員会において審議を重ねた結果、既存施設でございます宜野湾清水苑がある宜野湾市伊佐四丁目の用地が選定され、管理者会議の中で正式に承認されたものでございます。以上が概要となっております。

#### ○栄野比和光 議長

棚原 明 議員。

#### ○棚原 明 議員

ありがとうございます。伊佐区以外に沖縄市、宜野湾市、北谷町という建設候補地が浮かんだというところは、伊佐としてもいろいろと皆さんのはうが、調べて候補地を選定したという経緯がございました。

②の最終的な候補地案と決まりましたその承認理由について伺います。よろしくお願ひいたします。

#### ○栄野比和光 議長

山城 事務局長。

#### ○山城 満 事務局長

最終的な候補地案の承認理由についてご説明申し上げます。

既存施設宜野湾清水苑がある宜野湾市伊佐四丁目の用地が選定された主な理由としましては、まず、公有地であること、また、沖縄県下水処理場に隣接していることから希釈水・プロセス用水などの確保が容易であること、また、経済面においては、土地造成規模や搬入道路施工、放流する管施工規模がそれぞれ小さいことから、建設費など経済面においても評価が高かったものであります。以上です。

#### ○栄野比和光 議長

棚原 明 議員。

○棚原 明 議員

ありがとうございます。こういう流れで伊佐にもう一度またし尿処理場がやってくるわけでございます。伊佐のほうとも何度も何度も会議を重ねた結果が次のところにございます。

(3)の年度協力金および地域還元対応基金について、①の整備計画に伴う負担軽減のための地域還元説明会内容について伺います。

地域での説明会の内容を今一度どのような説明をされたのか、お聞きいたします。

○栄野比和光 議長

山城 事務局長。

○山城 満 事務局長

建設にあたっての地域還元説明会の内容を説明させていただきます。

し尿処理施設の建設にあたっては、伊佐区自治会役員会や住民に対しまして、「候補地選定の経緯」や「施設概要」や「公害防止策」、それとあわせて、役員に対しては地域還元対応費として地域還元事業の地域負担分費用の交付について、ご説明させていただいたところであります。

この整備計画に伴う負担軽減のための地域還元説明会内容としては、4つございます。

1つ目が地域還元枠として、将来的に伊佐区自治会のほうで建設予定の学習等供用施設を想定した建設負担費。

2つ目が年度協力金として、年度協力金の算出方法。

3つ目が地域還元対応方針の比較として、し尿処理施設整備計画とこのごみ処理施設整備事業との地域還元対応方針を比較し、総事業費に対しての年度協力金割合。

4つ目が交付方法として、施設稼働の目安を30年として、分割した場合の年額を説明を行ったところであります。以上です。

○栄野比和光 議長

棚原 明 議員。

○棚原 明 議員

ありがとうございます。いろいろと地元に皆様来られまして、本当に地域からのこれまでの経緯であったり、いろんなこの協力金に関してのお話がありました。特に次に質問します積算の根拠については、やはりこれまで沖縄市の方で池原自治会と登川自治会の方がいたいている協力金、また還元金に対してございましたので、続いての質問は②の年度協力金の積算根拠について伺います。よろしくお願ひいたします。

○栄野比和光 議長

山城 事務局長。

○山城 満 事務局長

年度協力金の積算根拠についてご説明申し上げます。

年度協力金については、倉浜衛生施設組合が伊佐区自治会に対してし尿処理施設汚泥再生処理センターが稼働する期間において、年300万円を交付するものです。

その根拠としては、伊佐区自治会が将来的に学習等供用施設を建て替えることを想定し、自治会が負担する建設費用として約7,800万円と、あと施設経費から割り出された伊佐区住民への還元費として、1,200万円を合わせた総額9,000万円を算出しております。

それを施設稼働の目安を30年として分割した場合の年額を300万円として算出して交付させていただいているところであります。以上です。

○栄野比和光 議長

棚原 明 議員。

○棚原 明 議員

ありがとうございます。最後の質問になります。この年度協力金はいろいろと根拠の下で伊佐区のほうでしっかりと受け止めた形となっております。

ただ、私が考えることは、次の質問にございます。今後この③番の質問ですけれども、今後、現施設が社会情勢や環境の変化によって、施設整備が廃止若しくは停止と万が一ではございますけれども、地元の協力金がそうなった場合は停止されてしまいます。

地元の自治会が不利益とならないように、その不測の事態、想定外の問題が起きた場合、池原自治会、登川自治会と同様な基金の対象団体として十分な担保、保証がなされた対応をしていただけるのかの確認でございます。よろしくお願ひいたします。

○栄野比和光 議長

桑江 管理者。

○桑江朝千夫 管理者

棚原議員のご質問にお答えいたします。清水苑の歴史的経緯は今再びこう見て重く受け止めているところではあります。

このような歴史の中でし尿処理施設は宜野湾市伊佐区に設置されていただいており、これは地域の皆様のご協力・ご理解があった賜だと思っており、感謝している次第であります。

その施設建設にあたっては、議員ご承知のように相当な回数、協議、理解を持つて協議をしてまいりました当局であります。

こういった中の概要は、施設概要でありましたり、公害防止策と、そして今お話

の地域還元に対応できる費用の交付についてご説明を申し上げたところであり、その後、それを受け、地域の皆様はご理解していただき、ご協力があって、現在があると思っております。

理解はしていただいたということもありますので、今後、改めて、その再検討は行うという考えは持っておりません。

○栄野比和光 議長

棚原 明 議員。

○棚原 明 議員

ありがとうございました。やはりですね今の回答も答弁も受けましたけれども、現在関わっています自治体がどういうことがあっても、不利益を被らないように、是非、何かあった場合には、取り組んでいただきながら進めていただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。心よりお礼申し上げます。以上で私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○栄野比和光 議長

以上をもちまして、棚原 明 議員の一般質問を終わります。

続きまして、伊禮 悟 議員の一般質問をお願いいたします。

伊禮 悟 議員。

○伊禮 悟 議員

ハイサイ、グスヨー チューウガナビラ。オキナワシヌイレイサトルデ イチヨーイビン ミーシッチョーテ ウタビミリソーリサイ。

改めましてこんにちは。議席番号1番 沖縄市議員伊禮 悟でございます。最後の一般質問であります。スピードリーに進行してまいりますので今しばらくお付き合いください。

さて、ニングワチカジマーラの季節からうりずんの季節へと変わりました。ニングワチカジマーラとは、海上がおおしけとなる不安定な気候のことで、暑くなったり寒くなったりする時期でございます。

うりずんとは農作物が潤う季節のことで、若夏の季節として良く使われております。

一般質問に入る前に、若夏の季節に相応しい玉城朝薰が読んだ琉歌を紹介いたします。「わかなちがなりば くくるうかさりてい たまみじにうりてい かしらあらわ」

初夏ともなると心が浮き立って、じっとなどしていられない。清らかな水のあふれ出ているあの泉の流れで髪を洗うとしよう。初夏の陽気に心が浮き立っている様子が歌われた琉歌であります。

この自然豊かな池原のこの地に建てられた本施設に清らかな水の流れ出る泉がほしいとの思いを込めて紹介させていただきました。

是非、この本施設内に泉が見られたら良いと思っての琉歌の紹介でございました。

それでは一般質問に入ります。質問事項1. 広報媒体について。質問要旨(1)「倉浜衛生施設組合」発行のパンフレットについて、以下伺います。

平成22年4月に熱回収施設エコトピア池原。リサイクルセンターエコループ池原が稼働したと認識しております。

①現在、活用されているパンフレットの制作時期、部数、配布場所、活用状況について伺います。お願いします。

○栄野比和光 議長

辺土名 総務課長。

○辺土名俊明 総務課長

伊禮議員の一般質問にお答えいたします。まず、現行配布しておりますパンフレットの制作時期につきましては、それぞれ施設が稼働する前の年度に制作されている物となっており、それぞれ熱回収施設、リサイクルセンターのほうが、平成21年度で、3万部、それから最終処分場のほうで平成7年度、3,000部、そしてし尿処理場汚泥処理センターでございますが令和3年度で、1,000部となっております。

配布場所については、構成市町の環境課、また視察のほうで来場に来られます団体等において配布しております。

活用状況としましては、当組合の来場者を中心に、県内外からの視察や、地域の団体に対し、ごみ及びし尿の処理する過程を知っていただく際に、パンフレットを用いながら説明している状況でございます。

今後、最終処分場ほか、各施設の基幹改良工事を予定しておりますので、当該工事で更新した設備内容も盛り込みながら、施設の最新処理工程を知っていただくためにも、今後はパンフレットの見直し等も行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○栄野比和光 議長

伊禮 悟 議員。

○伊禮 悟 議員

ご答弁ありがとうございました。製作時期から活用状況まで良く分かりました。

続きまして、②パンフレットの制作、コンセプトについて伺います。お願いします。

○栄野比和光 議長

辺土名 総務課長。

○辺土名俊明 総務課長

パンフレットの制作、コンセプトにつきましては、当組合においては、施設の公害防止設備や資源化設備を導入し、常に環境負荷の低減や、安心・安全で、エネルギーの有効利用を推進するため、複雑で高度な技術を採用しております。そのことから、構成市町住民はじめ、多くの方々の皆様にその処理工程のほうが理解できるよう、写真やイメージを多用して、読みやすいような配慮した構成となっております。以上でございます。

○栄野比和光 議長

伊禮 悟 議員。

○伊禮 悟 議員

ご答弁ありがとうございました。先ほどの活用状況の答弁の中に県内外からの視察や地域の団体に対し、パンフレットを用いながら説明しているとありました。

また、コンセプトの中に多くの方々にフローチャートや写真などを多用し、分かり易いように配慮したとありました。

再質いたします。平成22年に発行されたエコトピア池原、エコループ池原の施設概要のパンフレットがあります。

そのパンフレットの中、管理者並びに副管理者が平成21年に発行されたまま改定されておりません。議員諸賢の皆さんこのパンフレットでございます。後ほどご覧になっていただきたいと思います。このパンフレットの中には、誤った情報があります。誤った情報が拡散され、事実誤認ありましたら事実誤認大量生産を招きかねません。なぜ、改定していないのか。見解を伺います。お願ひします。

○栄野比和光 議長

辺土名 総務課長。

○辺土名俊明 総務課長

伊禮議員のご質問にお答えいたします。まず、これまで変更更新がされてないというところの部分でございますが、こちらのほうに関しましては、経費の部分もございましたが、今後はその部分も含めまして改めて更新を図ってまいりたいというふうに考えております。見直しの検討、全て検討してまいりたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○栄野比和光 議長

伊禮 悟 議員。

○伊禮 悟 議員

ご答弁ありがとうございました。在庫のパンフレットに関して内容を更新して対処することですけれども、それはあくまでも一時しのぎであり、応急措置です。

完璧予期してもヒューマンエラーは起こります。ましてやこれぐらいは大丈夫だろうと妥協してはいけません。

大きなミスにつながっていきますので、指摘させてください。本員が要望したいのは、倉浜衛生施設組合の管理者であります。桑江朝千夫市長の当施設に対するコンセプトや思いの詰まったパンフレットを早急に製作し、2市1町の構成市町並びに県内外へ循環型社会の実現に向け、ゼロカーボンなどや取組なども網羅したメッセージを発信していただきたいと思います。是非、早急な製作を要望いたします。よろしくお願ひします。

次にいきます。続きまして、質問事項2. 環境行政について。質問要旨(1) 令和4年4月に施行された「プラスチック資源循環促進法」について、以下伺います。

①倉浜衛生施設組合の取り組みについて伺います。お願ひします。

○栄野比和光 議長

宮里 次長兼業務第一課長。

○宮里 学 次長兼業務第一課長

伊禮議員の一般質問にお答えします。倉浜衛生施設組合の取り組みについてでございますが、プラスチックに係る資源循環促進法に関する法律において、「市町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講じるよう努めること」と定められております。

しかしながら、県内においてプラスチックの再商品化事業者がないことにより、県外輸送等が県内各市町村の課題となっております。それに伴い、現在沖縄県において有識者、市町村、事業者等からなる「島しょ型資源循環社会構築検討委員会」が設置され、島しょ県である本県に適した効率的なプラスチックリサイクルの手法、体制等について検討が始まっています。本組合も、当該検討委員会へ参加しております。

本組合としましては、当該検討委員会での取組状況を共有しつつ、構成市町とともにどのような取り組みが可能かについて、引き続き調査研究してまいりたいと考えております。

○栄野比和光 議長

伊禮 悟 議員。

○伊禮 悟 議員

ご答弁ありがとうございました。再質いたします。2市1町で構成する倉浜衛生施設組合、沖縄市、宜野湾市、北谷町の2市1町でどのような話し合いがなされているのか。お聞きします。よろしくお願ひします。

○栄野比和光 議長

宮里 次長兼業務第一課長。

○宮里 学 次長兼業務第一課長

お答えします。島しょ型資源循環社会構築事業につきましては、令和5年度も引

き続き資源循環モデル事業選定委員会の中で検討されます。

本委員会には、本組合と宜野湾市が委員として参加しておりますので、委員会で議論された内容を踏まえ、構成市町と共にどのような取り組みが可能かについて検討してまいります。以上です。

○栄野比和光 議長

伊禮 悟 議員。

○伊禮 悟 議員

ご答弁ありがとうございます。続きまして、②「資源プラスチック」の回収、リサイクルへの見解について伺います。よろしくお願ひします。

○栄野比和光 議長

宮里 次長兼業務第一課長。

○宮里 学 次長兼業務第一課長

お答えします。プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行により、資源としてのプラスチックの回収、リサイクルへの取り組みは、ますます重要となつていると考えております。

現在、倉浜衛生施設組合では、プラスチック類を焼却し、熱エネルギーを回収するサーマルリサイクルで処理されておりますが、「島しょ型資源循環社会構築検討委員会」での議論を踏まえつつ、今後のリサイクルのあり方について、構成市町とともに調査研究してまいります。以上です。

○栄野比和光 議長

伊禮 悟 議員。

○伊禮 悟 議員

ご答弁ありがとうございます。再質いたします。県外でプラスチックの回収からリサイクルまで取り組んでいる事例はあるか伺います。よろしくお願ひします。

○栄野比和光 議長

宮里 次長兼業務第一課長。

○宮里 学 次長兼業務第一課長

お答えします。当該委員会の中で紹介された自治体が15件ございます。その中から東京都日野市の事例を挙げさせていただきます。

東京都日野市では、令和2年1月から全てのプラスチックごみを資源ごみとして回収が開始され、回収されたプラスチックは、プラスチック類資源化施設にて手選別で不適物を取り除き、資源化事業者に引き渡しております。

導入事例についても引き続き情報収集を行ってまいります。以上です。

○栄野比和光 議長

伊禮 悟 議員。

○伊禮 悟 議員

ご答弁ありがとうございます。続きまして、③「島しょ型資源循環社会構築検討委員会」について、以下伺います。

ア、本委員会の設置目的について伺います。お願ひします。

○栄野比和光 議長

宮里 次長兼業務第一課長。

○宮里 学 次長兼業務第一課長

お答えします。沖縄県全域において、プラスチック及び容器包装のリサイクルを推進するため、島しょ地域に適した資源循環社会の構築について検討する委員会として設置されてございます。以上です。

○栄野比和光 議長

伊禮 悟 議員。

○伊禮 悟 議員

ご答弁ありがとうございます。続きまして、イ、本委員会の開催時期、構成メンバー、これまでの議題内容について伺います。お願ひします。

○栄野比和光 議長

宮里 次長兼業務第一課長。

○宮里 学 次長兼業務第一課長

お答えします。開催時期につきましては、まず、本委員会は過去3回催されております。第1回は令和4年8月、第2回は令和4年12月、第3回は令和5年2月に開催されております。

構成メンバーにつきましては、委員が26人で構成され、内訳は大学教授等の学識経験者から4人、北部・中部・南部エリアの市町村から17人、一部事務組合から3人、関係団体から2人となっており、一部事務組合として本組合も参加してございます。

これまでの議題内容については、第1回では、島しょ型資源循環社会構築事業の目的及び方針や実施計画の議事がなされました。

第2回では、県内市町村ごとの基礎情報の収集を行い、不足する情報については、アンケート及びヒアリングの調査を実施しております。

第3回では、実施された調査結果から課題の整理とリサイクルの手法及び体制の分析がなされ、検討結果等を踏まえ本県に適したリサイクルの体制の提言がなされております。以上でございます。

○栄野比和光 議長

伊禮 悟 議員。

○伊禮 悟 議員

ご答弁ありがとうございます。再質いたします。本施設内にプラスチック再生商品化事業所を誘致することは可能か伺います。お願ひします。

○栄野比和光 議長

宮里 次長兼業務第一課長。

○宮里 学 次長兼業務第一課長

お答えします。当該委員会では今、次年度以降ですね、市町村が抱える課題を解決するために、必要な技術が検討されます。県外からの企業誘致についても当該委員会の中で調査研究し、取り組みが可能かについて、検討してまいりたいと思います。

○栄野比和光 議長

伊禮 悟 議員。

○伊禮 悟 議員

ご答弁ありがとうございます。再質いたします。当施設でモデル事業として取り組めないか伺います。お願ひします。

○栄野比和光 議長

宮里 次長兼業務第一課長。

○宮里 学 次長兼業務第一課長

お答えします。令和5年度以降は、モデル事業実施の意向がある市町村を対象に技術・システム導入、施設整備等の面から複数のモデル事業計画がなされる予定でございます。

当該委員会の中で調査研究し、取り組みが可能かについても、検討してまいりたいと思います。以上です。

○栄野比和光 議長

伊禮 悟 議員。

○伊禮 悟 議員

ご答弁ありがとうございます。プラスチックごみで海が汚染されている問題や温室効果ガスによる地球温暖化などの問題で日本国内でプラスチックごみの削減やりサイクルを一掃推進する重要性が高まり、プラスチック循環促進法は成立しました。

沖縄市、宜野湾市、北谷町は、それぞれリゾート地としてますます発展が望まれる町でございます。2市1町で全力を挙げて取り組んでいただき、沖縄県のリーディング産業である観光産業を牽引していただきたいと存じます。

これを持ちまして、伊禮 悟の倉浜議会での1回目の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○栄野比和光 議長

以上をもちまして、伊禮 悟 議員の一般質問を終わります。

これにて、日程第13、一般質問を終了いたします。  
休憩いたします。

休憩（午前12時42分）  
再開（午前12時42分）

○栄野比和光 議長

再開いたします。

お諮りいたします。本定例会において議案等が可決されましたが、会議規則第37条の規定により、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○栄野比和光 議長

ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたします。

休憩いたします。

休憩（午前12時43分）  
再開（午前12時43分）

○栄野比和光 議長

再開いたします。

以上をもちまして本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。  
よって、令和4年度第5回倉浜衛生施設組合議会定例会を閉会いたします。  
大変お疲れさまでございました。

閉会（午前12時43分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年 7月 8日

議長

永野 北香光

会議録署名議員

喜友名 秀樹

会議録署名議員

又吉 亮